

岡山県公報			目次	
発行 岡山県				
目次				
【告示】			目次	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 土地改良事業の施行認可			【公安委員会】	
○ 保安林の指定予定			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 〃			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 道路の区域変更			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 道路の供用開始			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
【公告】			【人事委員会】	
○ 地域適応優良品種の選定等			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 土地改良区の定款変更の認可			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 〃			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
○ 〃			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
【企業局】			【公安委員会】	
○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程			○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
〃			○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	
目次			目次	
目次			目次	
目次			目次	

◎岡山県告示第六百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
富田訪問看護ステーション	医療機関の所在地	倉敷市玉島道口九七一	倉敷市玉島道口七八一	令和二年五月一日

◎岡山県告示第六百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年十二月十八日

指定を辞退した医療機関

名称

たなか歯科・内科

所在地

井原市下出部町一―三三―四

辞退年月日

令和二年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

◎岡山県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

上土田水路

小規模土地改良（かんがい排水）事業

三 認可年月日

令和二年十一月五日

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

◎岡山県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市新見字竜頭二一八一の一、二一八二、二一八三、字愛宕山二三四三の第六九、二三四三の第七一から二三四三の第七七まで、二三四三の八七から二三四三の一〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竜頭二一八一の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

◎岡山県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川上町上大竹字神ノフロー一一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神ノフロー一一の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

◎岡山県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 岡山吉井線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
赤磐市町苅田字西脇二九〇番二地先から赤磐市町苅田字才ノ元三一八番二地先まで	新	七・三〇 一・二〇	一四七・〇
赤磐市町苅田字西脇二九〇番二地先から赤磐市町苅田字才ノ元三一八番二地先まで	旧	七・三〇 一・〇〇	一四七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 神代勝山線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

区	域
別	新旧
(メートル)	幅員
(メートル)	延長

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山赤穂線
三 道路の区域

区	域
別	新旧
(メートル)	幅員
(メートル)	延長
真庭市江川字平組藤四郎一二四三番一地 先から	真庭市江川字平組藤四郎一二四三番一地 先から
真庭市江川字畑山一二五九番一地先まで	真庭市江川字畑山一二五九番一地先まで
旧	新
二四・〇〇 四九・〇	二七・六〇 四九・〇
一九一・〇	一九一・〇

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 一八一号
三 道路の区域

区	域
別	新旧
(メートル)	幅員
(メートル)	延長
真庭市本郷字杉ヶ嶋四一七番地先から	真庭市本郷字杉ヶ嶋四一七番地先から
真庭市本郷字昼馬場四七二番一地先まで	真庭市本郷字昼馬場四七二番一地先まで
旧	新
三・五〇 二七・四	一〇・七〇 四〇・〇
一四〇・〇	一四〇・〇

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山赤穂線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地从 和気郡和気町藤野字東野五六番二地先 まで	和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地从 和気郡和気町藤野字東野五六番二地先 まで	新	一四・二〇 一八・二	一一五・〇
和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地从 から	和気郡和気町藤野字東野五六番二地先	旧	八・〇 一一・六	一一五・〇

区	域	新旧別	幅員	延長
和気郡和気町藤野字下二七番五地先から 和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地先 まで	和気郡和気町藤野字下二七番五地先から 和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地先 まで	新	六・五〇 九・八	五五四・〇
和気郡和気町藤野字下二七番五地先から 和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地先 まで	和気郡和気町藤野字下二七番五地先から 和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地先 まで	旧	六・五〇 九・八	五五四・〇

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山赤穂線
三 道路の区域

まで

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先から 和気郡和気町藤野字古川一七五六番七地先まで	和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先から 和気郡和気町藤野字与志留一七三二番一 地先を経て 和気郡和気町藤野字古川一七五六番七地 先まで	新	旧	六・〇 二〇・七	六三二・〇
				一〇・七 二二・五	五二五・〇
				六・〇 二〇・七	六三一・〇

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

◎岡山県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		県道	一般国道	県道	供用開始年月日
路線名		岡山吉井線	神代勝山線	岡山赤穂線	
区間	赤磐市町苅田字西脇二九〇番二地先から赤磐市町苅田字才ノ元三一八番二地先まで	真庭市本郷字杉ヶ嶋四一七番地先から真庭市本郷字昼馬場四七二番一地先まで		和気郡和気町藤野字下二七番五地先から和気郡和気町藤野字弥六ヶ市一二三番五地先を経て和気郡和気町藤野字堂ヶ畑七五番一地先まで	令和二年十二月二十一日（十五時）
		真庭市江川字平組藤四郎一二四三番一地先から		和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先まで	
		真庭市江川字畑山一二五九番一地先まで		和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先から	
				和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先から	

和気郡和気町藤野字与志留一七三二番一地先 を経て 和気郡和気町藤野字古川一七五六番七地先 で

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

〔五六〇〕岡山県稲、麦類及び大豆奨励品種等選定要綱（平成三十年三月二十九日付け農産第一二六六号農林水産部長通知）に基づき、次のとおり地域適応優良品種を選定し、及び地域適応優良品種を廃止した。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 選定した地域適応優良品種

農作物の種類

品種の名称

二条大麦

サチホゴールド

二 廃止した地域適応優良品種

農作物の種類

品種の名称

二条大麦

ミハルゴールド

三 選定及び廃止の年月日

令和二年十二月十日

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

〔五六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

令和二年十二月九日

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

〔五六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

赤磐地区 由津里工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

令和二年十二月十八日から令和三年一月十四日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

〔五六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 西三成工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

令和二年十二月十八日から令和三年一月十四日まで

四 縦覧の場所

矢掛町役場

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

〔五六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和2年12月18日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市北溝手四二八―一一

横辻 博也

三 許可番号

岡山県指令建指第二七五号

令和2年12月18日 岡山県公報 第12254号

〔五六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字宮ノ端九四七〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西山内七〇―三

大月 正明

三 許可番号

岡山県指令建指第六八号

◎岡山県企業管理規程第十号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月十八日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十一号中「イにおいて「子」という。」を「以下この号において「義務教育終了前の子」という。」若しくは職員の養育している満十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの子（障害がある場合に限る。以下この号において「障害のある子」という。）（イにおいてこれらを「子」という。）が一人ずつあるとき又は義務教育終了前の子」に、「六日、」を「六日、障害のある子又は」に改める。

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十八日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「イにおいて「子」という。」を「以下この号において「義務教育終了前の子」という。」若しくは職員の養育している満十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの子（障害がある場合に限る。以下この号において「障害のある子」という。）（イにおいてこれらを「子」という。）が一人ずつあるとき又は義務教育終了前の子」に、「六日、」を「六日、障害のある子又は」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第十号

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十八日

岡山県公安委員会

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の附則第二条第一項の規定は、延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。